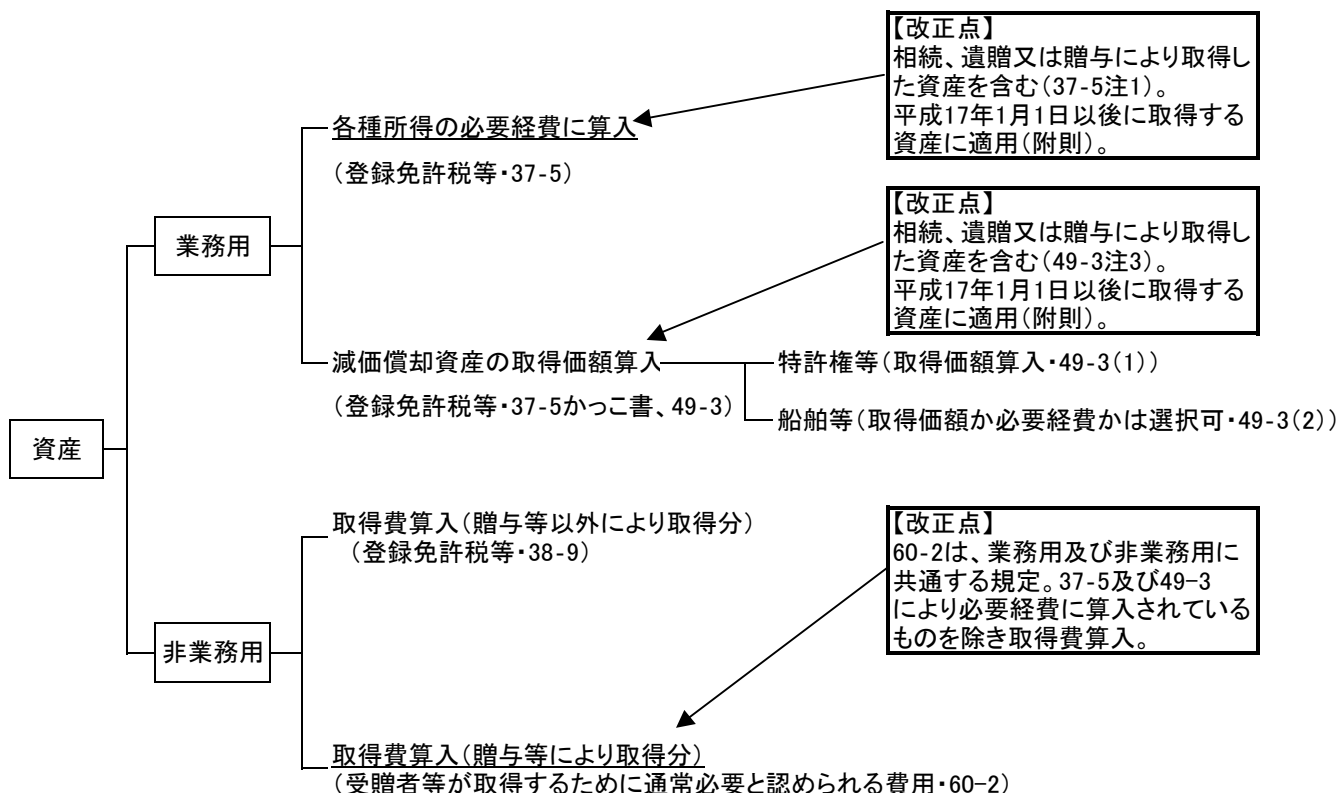


図表-2 必要経費・取得費等の算入



《参考》

- (1) 所得税法37条……必要経費、所得税法38条……譲渡所得の金額の計算上控除する取得費、所得税法49条(所令126)……減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法(減価償却資産の取得価額)、所得税法60条……贈与等により取得した資産の取得費等
- (2) 取得価額……資産を取得又は製作等するために直接要した価額。棚卸資産、有価証券及び減価償却資産の各取得価額について各税法で規定している。
取得費……譲渡所得の起因となる資産の取得に要した金額、設備費及び改良費の金額の合計額(減価償却資産の場合、減価償却費相当額を控除した額)。
- (3) 業務用資産の固定資産税は、必要経費の算入時期の原則が、納税通知等により納付すべきことが具体的に確定した時とされていることから、相続等により取得した場合は、それらの通知が相続開始時等に届いていれば被相続人等の必要経費、届いていなければ相続人等の経費となる。